

# 新型コロナウイルス感染症による経済的影響等への対応について(回覧)

新型コロナウイルスの感染が本市を含む西都児湯地域で確認され、市としましては県・児湯郡町村と連携を図り、今回、第5弾となる経済的影響に対する支援策を講じました。

全18事業、総事業費3億1,742万6千円の予算を専決処分し、一刻でも早く市民の皆さま方に安心を届けられればと思ひ取り組んだところです。今回の事業の内、その一部についてご紹介させていただきます。申請等でご不明な点がございましたら、各担当課までご連絡ください。

現在、新型コロナウイルス感染症対策本部会議も随時開催し、情報収集やさまざまな対応等について協議を行っております。市民の皆さまにおかれましては、引き続き3密(密閉、密集、密接)を避け、徹底した手指の消毒やマスクの着用、身体的距離の確保など、「新しい生活様式」の実践をお願い致します。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止や経済対策など全職員一丸となって取り組み、市民の皆さまが安心して生活をおくれるよう全力で対策に取り組んでまいりたいと思ひますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

西都市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 押川修一郎

支援策	事業概要		備考	担当課
休業等要請協力金事業	県が要請する施設を運営する事業者に対し、休業要請を行うとともに、休業等要請協力金を支給。 【要請期間:7月28日(火)~8月16日(日)までの20日間】		申請期間は8月17日(月)以降となります。	
	要請内容	支給額		
	(1)スナック・バーなど 期間中全日の休業	休業開始から期間終了日まで連続して休業した場合:【20万円】		
	(2)料理店・居酒屋・喫茶店(飲食スペースの無い店舗は除く) ア 朝5時から夜8時まで(酒類提供は夜7時まで)の時間短縮営業 又は イ 期間中全日の休業	ア:【10万円】 イ:【20万円】		
感染拡大緊急警報発令対策給付金事業	県の休業要請を受けて実施した食事提供施設から直接的間接的に影響を受けた業種を対象として、給付金を交付。			商工観光課 (43-3222) (42-4068)
	対象者	支給額		
	イベント関連業者、タクシー、代行業	【10万円】		
持ち店舗事業継続給付金事業	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営環境に直面している事業者の事業継続を支援するため、店舗を所有する者に「事業継続給付金」を交付。		当面の間、感染拡大防止の為、郵送にて申請書を受付中。	
	対象者	支給額		
	(1)令和2年2月から9月において、売上高の減少率が等が以下のいずれかに該当する者。 ・1か月の売上高が前年同月比で50%以上かつ10万円以上減少 ・連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上かつ18万円以上減少 ※創業者等特例有り (2)市内に店舗を所有し、小規模事業者である商工業者	①床面積が250㎡以上 【50万円】 ②床面積が150㎡以上250㎡未満 【30万円】 ③床面積が150未満 【10万円】		